

王寺町観光協会事業

「近鉄田原本線100周年鉄道イベント」業務委託仕様書

1 趣 旨

人口減少に伴う地域課題に対応するため、王寺町では平成27年度「王寺町総合戦略」を策定し、王寺町独自の人口減少克服と地方創生に必要となる3つの基本目標を「住んで満足」「働いて満足」「余暇を満足」と設定し、各施策について取り組んでいるところである。

本業務は、王寺町を基点として、周辺市町を含む観光客の流れをつくることのできるよう、観光産業を活性化させる取組の推進、王寺町の大きな観光資源の一つである「鉄道」を広くPRするため、平成30年の大和鉄道（現近鉄田原本線）開通100周年に合わせて、記念イベントとして「近鉄田原本線100周年イベント」を開催するものである。鉄道と共に歩んできた町の歴史を知る場や鉄道愛好家が情報交換できる場を提供することによって、王寺が鉄道の聖地であることの再認識を促す。

2 募集する企画提案の内容

(1) 概 要

王寺駅直結の商業複合ビルリーベル王寺東館5階の王寺町地域交流センターをメイン会場とし、主に近畿圏の鉄道ファンやファミリー層が集い、楽しめる鉄道をテーマとしたイベントを実施する。

(2) 開催場所及び開催日時

開催場所 王寺町地域交流センター

(奈良県北葛城郡王寺町久度 2-2-1-501 リーベル王寺東館 5 階)

開催日時 平成30年7月28日(土)・29日(日)

10:00～17:00

(3) 入場料：無料（体験や物販は一部有料でも可）

(4) 業務内容

【1】イベント運営

- ・コーディネート（イベントの企画・運営及び人員・物品手配及び搬送）
- ・協力機関（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、連携高校・大学、鉄道ファン有志の会など）と連携した企画運営。協力機関に対する謝礼等は委託料に含めない。
- ・会場レイアウト図の作成
- ・イベントの会場演出装飾
- ・実施に向けての担当職員及び協力機関との打合せ
- ・必要な各種保険への加入

- ・イベント当日の安全管理、人数カウント
- ・来場者に対するアンケート調査の実施
- ・その他、事業実施にあたり必要な作業

①王寺町地域交流センターでの企画

- ・鉄道模型の走行展示、運転シミュレーション、駅員制服記念撮影、鉄道グッズ販売、などを想定。その他、独自提案があれば提案すること。
- ・鉄道ファンが集うような鉄道関連タレント等を活用したステージイベントについて提案すること。ステージは王寺町地域交流センターリーベルホール内での設営を想定する。また、ステージ企画として王寺町出身の鉄道タレントである南田裕介氏や近鉄名物広報マン福原稔浩氏によるトークショーなどを想定する。タレントの出演料は委託料に含めるものとする。
- ・王寺町地域交流センターの会場及び備品の使用料は委託費に含めない。
- ・当該ステージを活用してオープニングセレモニーを実施すること。司会者を手配すること。

②舟戸児童公園SLライトアップ点灯式

王寺町では、舟戸児童公園内SL機関車のライトアップ整備を別途行う。整備完成を記念し、「近鉄田原本線100周年記念イベント」の一環として点灯式を行う。

- ・日時：平成30年7月29日（日）18：30から
- ・場所：舟戸児童公園（SL付近）
- ・内容：点灯セレモニー、王寺工業高等学校吹奏楽部による演奏などを想定する。
司会者や音響設備、招待者の座席等を手配すること。

③その他の鉄道関連企画

- ・亀の瀬トンネル見学バスツアー、特別列車の運行、田原本線沿線ウォーキングイベント（スタンプラリー）などを想定。
- ・その他、独自提案があれば提案すること。

【2】イベント広報及び積極的PR

- ・広報用チラシ製作及び配布（配布枚数・配布場所等も提案すること）
- ・新聞やテレビに取り上げられるような事前告知の工夫や、協力機関と連携したSNSやブログ等を最大限活用した積極的なPRにより、一日3,000人以上が来場するような広報計画について提案すること。
- ・参加者が拡散したくなるようなSNSやイベント来場者以外の方々にも王寺町のPRが出来るような費用対効果の高い企画を提案すること。

【3】イベント当日実施体制

- ・責任者1名、プロ司会者1名、来場者対応スタッフ、舞台管理スタッフ、警備スタッフを適正数配置すること。（本協会からは職員6名程度配置可能）
- ・スタッフは、イベント内容に関する経験を有し、安全管理ができる者であること。
- ・責任者及びスタッフは、本協会と連携しながら、円滑な来場者対応をすること。

- ・搬入及び設営はイベント前々日7月26日（木）から、撤収はイベント終了後から当日22時までに行うこと。

3 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本協会と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、毎月1回程度、原則王寺町地域交流センターにおいて定期ミーティングを行い、受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

4 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネーター）すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

本事業に関して事業効果検証を実施し、事業終了後速やかに業務完了報告書を作成の上、提出すること。

5 成果品

成果品は、以下を納品する。

- (1) 広報用チラシ A4両面フルカラー 20,000枚以上
- (2) 広報用ポスター B1及びB2 片面フルカラー 30枚以上を想定
- (3) 業務報告書（様式任意） 2部
- (4) 上記の成果品の電子データ 一式

○納品場所 奈良県北葛城郡王寺町久度2-2-1-501
王寺町地域整備部 地域交流課

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、本協会の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

- ①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権

利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに王寺町観光協会に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

王寺町観光協会は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に王寺町観光協会に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

2,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払方法

業務完了確認後、全額を払うものとする。